

平成30年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
1	軽費老人ホーム (ケアハウス含む)	有明ハイツA	社会福祉法人新 潟市有明福祉事 業協会	平成30年8月7日 実地		なし	

平成30年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
2	軽費老人ホーム (ケアハウス含む)	ケアハウス有明	社会福祉法人新 潟市有明福祉事 業協会	平成30年8月7日 実地		なし	

平成30年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
3	軽費老人ホーム (ケアハウス含む)	ケアハウス陽光レジデ ンス	社会福祉法人健 周福祉会	平成30年8月9日 実地		なし	

平成30年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
4	軽費老人ホーム (ケアハウス含む)	ケアハウスやすら ぎ	社会福祉法人新 潟慈恵会	平成30年8月9日 実地		なし	

平成30年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
5	養護老人ホーム	松鶴荘	新潟市	平成30年9月21日	施設	<p>静養室について、見守り等必要な入所者が常時数名利用し、中には長期に及ぶ入所者も見受けられますので、個々の入所者について、静養室利用が適切かどうかを含め、今後も検討を行ってください。</p>	<p>静養室利用の解消に向け、平成26年4月1日より毎週1回、職員(相談員・支援員・看護師)によるカンファレンスを実施し、一般自室での生活の可否を検討しています。</p> <p>また、静養室利用者であっても、食事や余暇時間など可能な限り静養室以外で過ごしていただく時間を増やすよう努めております。常時介護が必要な状態である方については、介護保険施設利用への移行に向けた調整を継続しておりますが、要介護度が低い、また認知症による周辺症状がある方については入所調整は難しく、経済的に困窮されている方はなお一層、調整が困難となっております。</p> <p>松鶴荘でも施設内に他の適当な場所が無く、多数名での静養室利用となっておりますが、解消に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。</p>
				実地			

平成30年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
6	軽費老人ホーム (ケアハウス含む)	ケアハウス真寿苑	社会福祉法人博 愛仁志会	平成30年11月16日 実地	法人	情報の公表について、役員等報酬基準及び定款の一部(基本財産)がインターネットを利用して公表されていませんでした。社会福祉法第59条の2に基づき、公表してください。	インターネットによる公表作業中に、漏れが生じたのに気づかなかったものと考えられます。指摘を受け、直ちにインターネットに公表しました。
		社会福祉法人			博愛仁志会	法人	定款及び登記に記載されている事業について、実情と一致していない事業がありました。社会福祉法第31条に基づき、実情と合わせてください。
					法人	評議員及び役員の選任要件及び就任の意思を確認する書類として、履歴書及び就任承諾書を確認できない事例がありました。平成29年4月27日社援発0427第1号社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)に基づき、必ず全員分保管しておいてください。	平成29年の法令改正、大幅な役員変更、評議員選任解任委員会制度新設、定款変更、職員の交代等があり、手続きが遅れたものと考えられます。2020年1月を目途に報告いたします。
					法人	評議員会への出席について、選任後出席の無い評議員がいました。平成29年4月27日社援発0427第1号社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)に基づき、実際に評議員会に参加できない者が選任されていないか確認してください。	評議員1名が自己都合と重なり、出席できませんでした。評議員会の期日を、予定を確かめてから定めるようにしており、現在は出席できています。
					法人	監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	平成29年の法令改正、大幅な役員変更、評議員選任解任委員会制度新設、定款変更、職員の交代等があり、手続きが遅れたものと考えられます。
					法人	評議員会の決議の省略について、決議の省略を行う際は、定款第14条第4項に基づき、評議員全員の書面又は電磁的記録による同意の意思の確認をしてください。	同意の意思は、同意書により確認しています。
					法人	役員報酬の総額が定められていませんでした。社会福祉法第45条の16第4項により準用する一般法人法第89条及び定款第21条に基づき、上限額を評議員会で決議してください。	法令の知識不足から生じたものと考えられます。理事会・評議員会を開催して決定しました。

平成30年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果	
7	軽費老人ホーム (ケアハウス含む)	ケアハウス希望の 園	社会福祉法人 シャーローム	平成30年11月21日	法人	情報の公表について、社会福祉法第59条の2の規定に基づき、定款及び役員等名簿をインターネットを利用して公表してください。	ホームページをリニューアルし、公表情報として、定款、役員名簿、決算書などの掲載を再開した。	
		シャーローム			法人	法人の登記について、代表権を有する者の氏名等の変更が登記されていませんでした。組合等登記令第2条及び第3条の規定に基づき、2週間以内に登記してください。	指摘に従い、登記を実施した。	
	社会福祉法人			実地	法人	評議員会の招集について決議を行った際、評議員会の日時及び場所のみ決議していました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条の規定に基づき、評議員会の招集通知に記載しなければならない事項は、理事会の決議を行ってください。	指摘に従い、2018年度第2回評議員会招集時より改善した。	
				法人	理事長等の職務の執行状況について、理事会に定款に定める必要回数以上の報告がされていませんでした。社会福祉法第45条の16第3項の規定に基づき、理事会に報告してください。	指摘に従い、3か月に1回以上の報告を目指したが、2018年度第4回理事会(2019/2/16)と2019年度第1回理事会(2019/5/18)との間が3か月を僅かであるが過ぎてしまった。このため2019年度より原則年間5回以上の理事会開催とし、3か月に1回以上の報告を厳守する。2019年度の理事会開催日程。 実績:第1回5/18、第2回6/15、第3回9/7 今後の予定:第4回12/7、第5回3/7		
				会計	長期借入金について、社会福祉法人会計基準第26条第1項及び社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い6に基づき、流動負債と固定負債に区分してください。	指摘に従い、2019年度決算書より改善した。		
				会計	貸借対照表の記載事項について、純資産の部の次期繰越活動増減差額が前期繰越増減差額になっていました。社会福祉法人会計基準第28条別表第三に基づき、正しく記載してください。	指摘に従い、2019年度決算書より改善した。 (補記)他の法人会計指摘事項と合わせて2018年度決算報告書より改善したつもりであったが、今回、指導監査結果通知を受けて再確認したところ一部不具合(修正漏れ)を発見し再修正した。そのため改善完了日が他の項目より遅くなっています。		
				会計	計算書類の整合性について、貸借対照表の当期活動増減差額と事業活動計算書の当期活動増減差額が一致していませんでした。社会福祉法人会計基準第1条第2項に基づき、正しく記載してください。	指摘に従い、改善した。 2018年度決算書において改善されていることを例示。		
				会計	計算書類の附属明細書について、一部を除き作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第29条に基づき、必要な附属明細書を作成して下さい。	指摘に従い、2019年度決算書より改善した。		

平成30年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
					会計	財産目録について、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い26及び別紙4に基づき、新しい様式で作成してください。	指摘に従い、2018年度決算書より改善した。
					会計	財産目録の記載事項について、社会福祉法人会計基準第31条に基づき、基本財産の建物の内訳を詳細に表示してください。	指摘に従い、2018年度決算書より改善した。
					会計	入金した金銭は、直接支払資金に充てず、金融機関に預け入れてください。	指摘に従い、即改善した。 金額、発生頻度の点より該当する重要項目として職員給食費があり、以下のように管理を強化した。 ・集金開始、完了、銀行預け入れ迄を5日以内に実施する。 ・保管中の現金は事務室金庫での保管。

平成30年度 老人福祉施設(軽費老人ホーム・養護老人ホーム)等指導監査実施結果

番号	指導監査対象		設置主体	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	監査結果のうち改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
8	軽費老人ホーム (ケアハウス含む)	ケアハウスサンラ イフ中野山	社会福祉法人徳 栄福祉会	平成30年11月22日 実地	法人	評議員、監事の選任について、就任の意思表示を確認できない事例がありました。「平成30年4月16日社援発0416第2号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について(指導監査ガイドライン)」に基づき、就任承諾書等により就任の意思表示を確認してください。	未回収の就任承諾書を回収した。
		社会福祉法人			徳栄福祉会	法人	理事の中に施設の管理者(施設長)がいませんでした。社会福祉法第44条第4項第3号に基づき、施設の管理者(施設長)を一人選任するようにしてください。
					法人	理事及び監事の報酬等の支給の基準並びに報酬等の額について、評議員会で決議されていませんでした。社会福祉法第45条の16第4項に準用される一般法人法第89条、社会福祉法第45条の18第3項に準用される一般法人法第105条第1項、社会福祉法第45条の35第1項及び第2項並びに定款第10条に基づき、理事及び監事の報酬等の支給の基準並びに報酬等の額について、評議員会で決議してください。	規程を作成して、令和2年の評議員会にて決議する。
					法人	評議員会の招集に当たっては、招集通知を、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条第1項の定めに基づき、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案を理事会で決議後、評議員会の1週間前までに、理事長が評議員に招集通知を发出してください。	今後、招集通知は理事会で日時等決定後、評議員会の1週間前までに評議員に发出する。
					会計	経理規程について、第61条第3項に「財務諸表及び附属明細書並びに財産目録は、理事会の認定を得て確定する。」とありました。社会福祉法第45条の30第2項及び定款第33条第2項に基づき、理事会で承認された計算書類については、定時評議員会の承認を受けなければならないと規定されていますので、その旨を含む改正社会福祉法に対応した経理規程に改正してください。	改正社会福祉法に則した経理規程に修正し、令和2年の評議員会にて決議する。
					会計	財産目録に係る勘定科目及び金額と、貸借対照表の該当部分との間に一部不整合がありました。社会福祉法人会計基準第32条及び33条に基づき、正しく作成してください。	財産目録の金額を法人単位貸借対照表の金額に合わせる。